

避難行動要支援者の支援活動マニュアル

当マニュアルは、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の名簿と個別の支援計画の作成や地域の支援体制づくりを推進するため、自主防災組織(自治会)と民生委員が共有し、連携して避難行動要支援者の避難支援活動を行うための行動の手順書として活用するものとする。

1 災害時の活動に対する基本的な考え

- ① 避難支援者自身も被災者となることを踏まえ、無理のない活動を考える。
- ② 自分と家族の安全と健康を守ることがなにより重要である。
- ③ 自主防災組織役員と民生委員だけでなく、地域ぐるみの活動として取り組む。
- ④ 日々の活動の延長に災害時の避難行動要支援者の支援活動があることを意識する。
- ⑤ 避難支援等関係者以外に避難行動要支援者名簿の個人情報漏れることが無いよう守秘義務に努める。(災害対策基本法 49 条の 13)
- ⑥ 災害時の避難支援を行う人の行動に対して、批判したり責任の追及をしない。

2 基本的な役割分担

自主防災組織 (自治会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での自主防災活動の実施主体 ・ 避難行動要支援者の個別支援計画の作成 ・ 避難所運営の実施主体 ・ 避難行動要支援者の自宅からの避難支援
民生委員 (福祉総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者の調査及び名簿・個別支援計画作成の協力 ・ 避難行動要支援者の安否確認 ・ 避難行動要支援者の避難所での生活支援

3 用語の説明

要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者等			
避難行動要支援者	上記の要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難支援が必要な次の者 ① 要介護認定 3～5 の者 ② 身体障害者手帳 1～2 級の者 ③ 精神障害保健福祉手帳 1～2 級の者 ④ 療育手帳 A 判定の者 ⑤ 難病患者 ⑥ 一人暮らし高齢者(80 歳以上)又は高齢者(80 歳以上)のみの世帯 ⑦ 自治会が支援が必要であると認めた者			
避難支援者	避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を行うよう努める人・団体(組等)			
避難支援等関係者	自主防災組織(自治会)、民生委員、消防署、消防団、警察、社会福祉協議会等			
名簿	避難行動要支援者名簿のことであり、次の 2 種類に区分される。			
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>名簿(A)</td> <td>平常時から地域に提供する名簿(同意者の名簿)</td> </tr> <tr> <td>名簿(B)</td> <td>災害時のみ地域で公開できる名簿(不同意者の名簿)</td> </tr> </tbody> </table>	名簿(A)	平常時から地域に提供する名簿(同意者の名簿)	名簿(B)
名簿(A)	平常時から地域に提供する名簿(同意者の名簿)			
名簿(B)	災害時のみ地域で公開できる名簿(不同意者の名簿)			
個別支援計画	名簿(A)の掲載者について、災害時に避難支援を行う人・団体(組等)や避難誘導方法、避難場所、緊急連絡先等を記載した個人ごとの避難支援計画			

4 避難行動要支援者名簿・個別支援計画の作成の流れ（平成28年度から）

次ページの流れ
図上の位置付け

3月中旬頃

避難行動要支援者の状況把握調査を市から民生委員に直接依頼 ① ~ ②
※ 調査依頼時に新たに避難行動要支援者になった方については、
事前に市から「避難行動要支援者名簿」への掲載と名簿情報の
自治会や民生委員等への提供について同意の有無を確認する。



3月中旬～5月末頃

民生委員が「名簿(A)」に記載される避難行動要支援者を戸別訪問し、
「名簿(A)」及び「個別支援計画」の作成に対する同意を改めて確認
するとともに、避難支援に係る状況の把握調査を行う。 ③



6月～8月末頃

市が民生委員の調査結果を基に「名簿(A)」及び「個別支援計画(様式)」を
作成する。※ 「名簿(B)」も市が別に作成する。 ④



9月下旬頃

自主防災組織(自治会)及び民生委員に「名簿(A)」及び「個別支援計画(様式
)」を提供する。 ⑤
※ 並行して作成する「名簿(B)」は、自主防災組織(自治会)の判断により、
要請又は災害時に提供する。



9月下旬頃以降

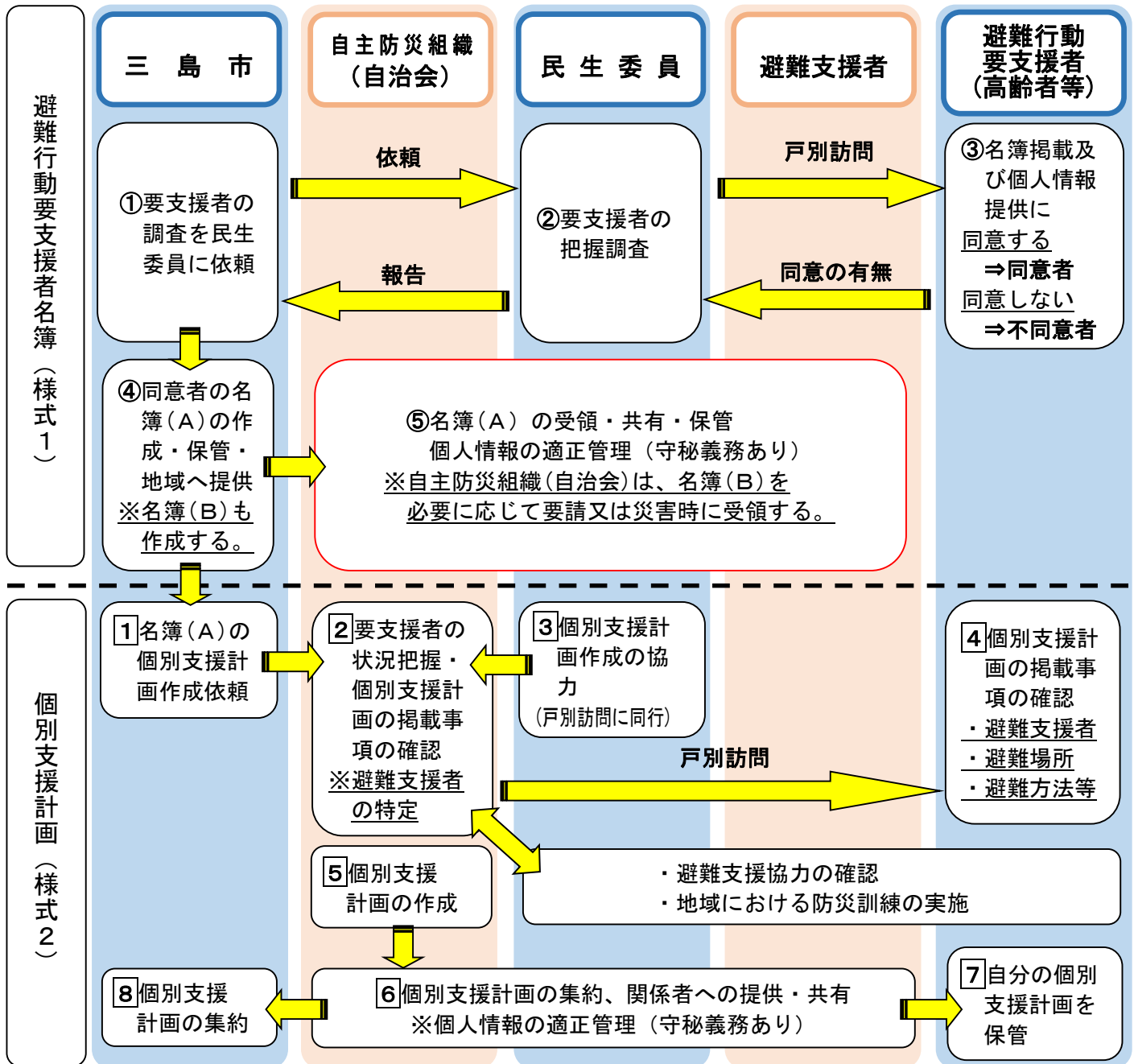
「名簿(A)」及び「個別支援計画」を基に自主防災組織(自治会)が避難行
動要支援者を戸別訪問(※)し、避難支援者・避難方法等を決定する。 ① ~ ⑤
※ 戸別訪問には、民生委員は率先して連携・協力する。
自主防災組織は、決定した避難支援者や避難支援に係る必要事項を
「個別支援計画」に記載し、自主防災組織及び要支援者用を作成し、
要支援者に要支援者用「個別支援計画」を手渡す。



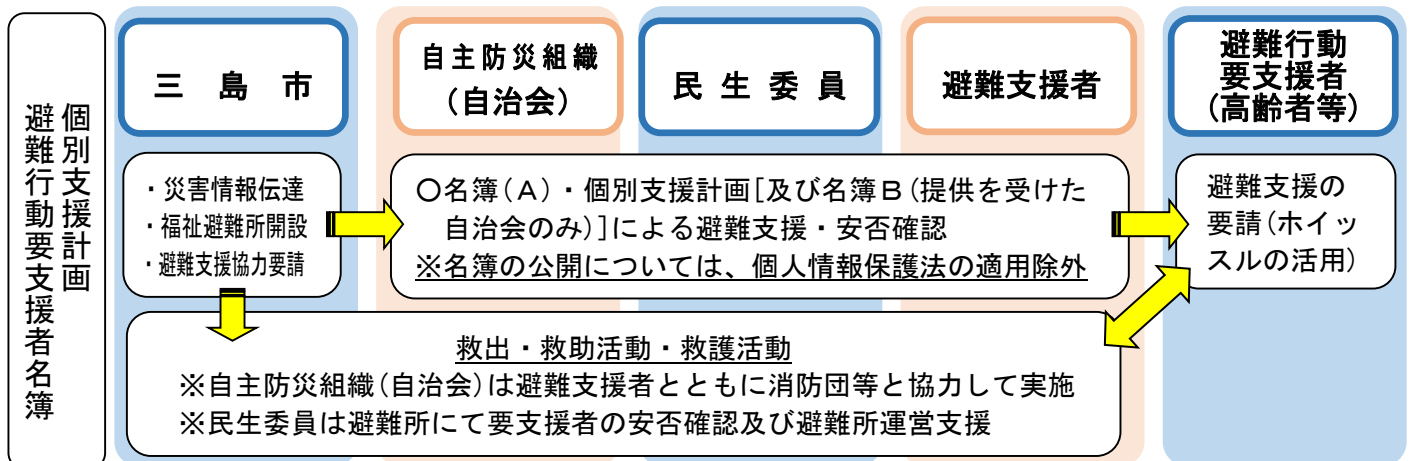
自主防災組織は、完成した「個別支援計画」の写し三島市に提供する。
三島市は、提供された「個別支援計画」を保管するとともに、民生委員に
情報提供する。 ⑥ ~ ⑧

5 避難行動要支援者名簿・個別支援計画の作成の流れ図

【平常時】



【災害時（市内震度5強以上）】

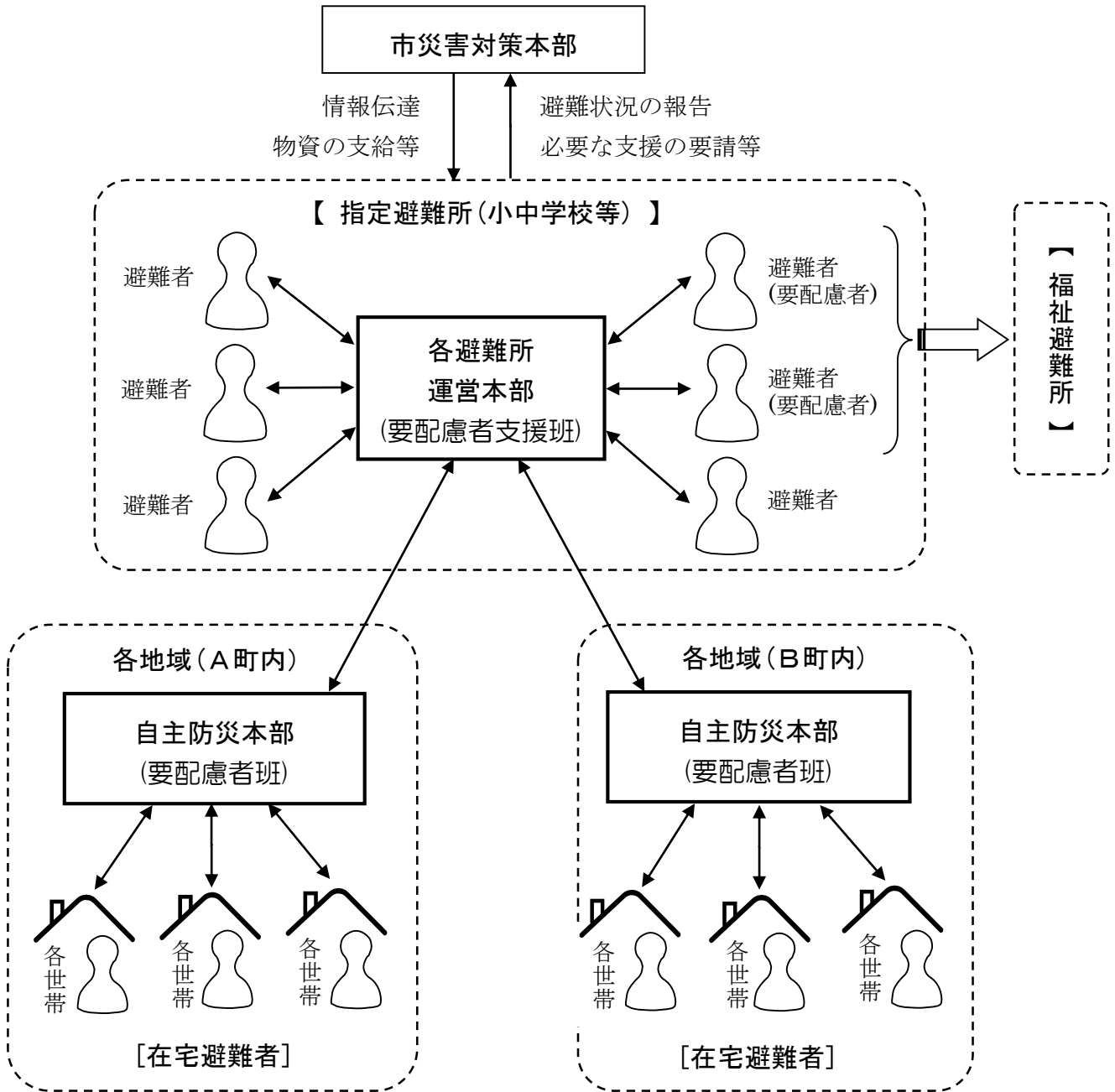


6 自主防災組織(自治会)・民生委員の活動

○…主体的に実施 △…一部実施・協力

時間的経過	活動	自主防 (自治会)	民生 委員
I 平常時	① 地域における避難行動要支援者の支援ネットワーク構築の促進 ア 自主防災組織と民生委員の顔の見える関係の構築 イ 自主防災組織と民生委員が担う役割について住民に周知・共有 ウ 情報の共有 エ 予想される発災時の課題の整理・対応方法の検討	○	○
	② 避難行動要支援者の把握と避難支援者確保への取り組み ア 避難行動要支援者の調査・市への報告(民生委員が主体) イ 調査結果を基に市が作成した名簿(A)の受領・保管 ウ 避難行動要支援者の個別支援計画の作成(自主防災組織が主体) エ 名簿(A)及び個別支援計画の作成及び変更・修正について相互協力	○	○
	③ 地域の防災訓練、避難訓練等への積極的な参加 ア 各地区の防災訓練への参加 イ 避難所運営会議への参加 ウ 避難行動要支援者の安否確認の訓練	○	△
	④ 民生委員同士の連絡方法の確保と安否確認方法の訓練 民生委員が孤立しないよう複数の連絡手段・情報伝達方法を確認 災害用伝言ダイヤル 171、Web171 等の活用	—	○
	⑤ 関係研修等の実施(自身の安全確保の徹底)	○	○
II 発災時 (地震:市内 震度5弱以上)	① 自身と家族の安全確保	○	○
	② 避難行動要支援者の安否確認や避難支援活動 安否確認及び避難支援は、自主防災組織・避難支援者等で実施	○	△
	③ 避難所開設 ア 高齢者や障がい者、傷病者等の受け入れに配慮 イ 民生委員は、避難所で避難行動要支援者の安否確認を実施	○	○
	④ 民生委員同士の安否確認・情報伝達等 (災害用伝言ダイヤル 171、Web171 等)	—	○
III 避難所 設置後の 対応(発 災1時間 後以降)	① 避難行動要支援者の安否確認・避難支援活動の継続 ア 名簿(B)の要支援者に対する安否確認・避難支援 イ 各避難所の避難者情報の集約	○	○
	② 避難所運営及び支援が必要な避難者の生活課題等への対応 ア 民生委員は生活課題等への調整役・助言者として運営に参加 イ 要支援度の高い避難者の相談対応、生活課題等の代弁 ウ 相談窓口の設置 エ 福祉避難所への誘導・引継ぎ(3日後以降)	○	○
	③ 在宅避難者への支援 安否確認、生活課題等の把握、具体的支援につなぐ役割	○	○
IV 仮設住 宅移行後 (発災1ヵ 月以降)	① 継続的な安否確認や必要な支援の確保 ア 高齢者等の心身の状態の把握 イ 社会福祉協議会と連携した見守り活動、孤立防止	○	○
	② 発災前の地域コミュニティの維持への取り組み イベント、交流会等を通じた人間関係の維持	○	△

7 指定避難所と各地域の関係イメージ図

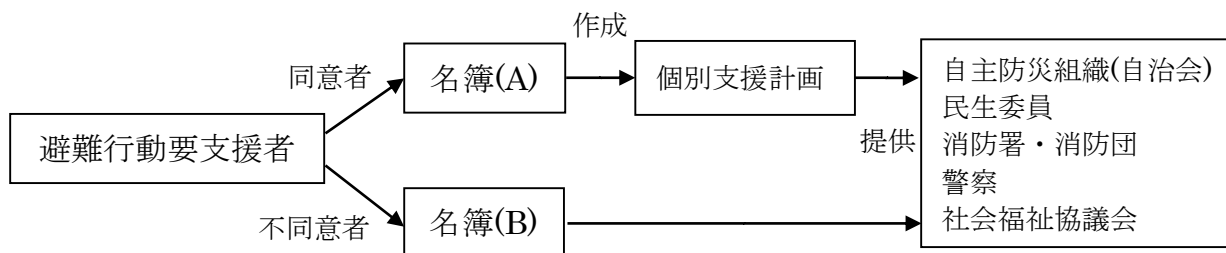


※ 各自主防災組織では、効果的な防災活動のために必要な班編成をお願いいたします。

※ 自主防災組織の基本的な班編成

- ① 会長、② 防災委員長、③ 情報・啓発班、④ 消火・生活班、⑤ 救出・救助班、⑥ 衛生・救護班、⑦ 避難誘導班、⑧ 要配慮者班、⑨ 安全点検・防犯班

8 避難行動要支援者名簿と個別支援計画の関係イメージ図

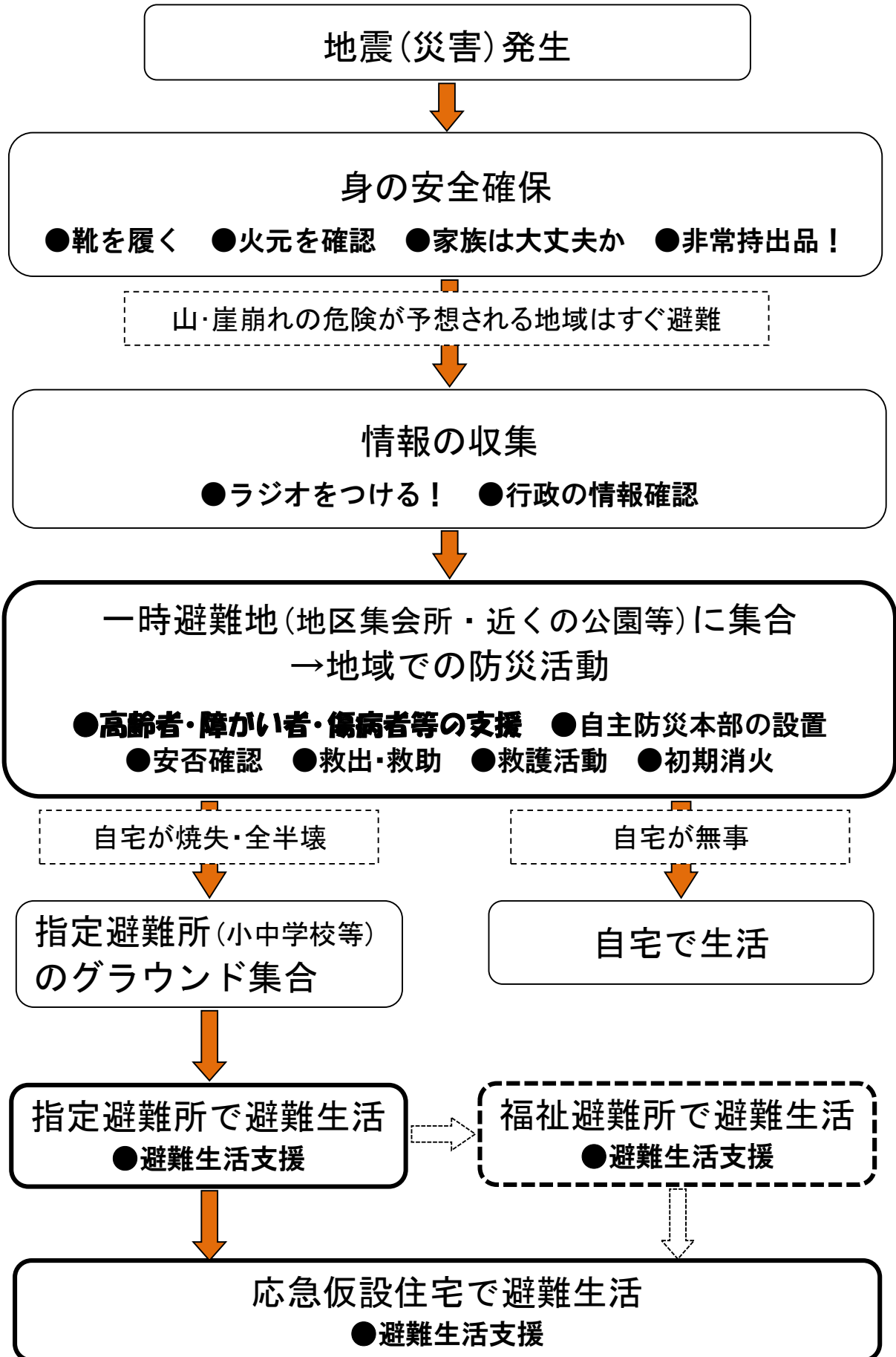


※ 名簿B：災害時のみ公開、個別支援計画の作成なし 自主防災組織に対しては、要請又は災害時に提供する。

9 避難支援の開始の基準

各自主防災組織(自治会)の判断にゆだねられますが、以下の情報を一つの目安として、安否確認・避難支援を行ってください。

区 分		事 例
地 震	発 生 前	東海地震予知情報（警戒宣言発令） 気象庁が東海地震が発生するおそれがあると認められたとき発表する情報
	発 生 時	市内で 震度5強以上 の地震
風 水 害 時		市が 避難準備情報 を発令時 土砂災害想定危険区域 又は 浸水想定区域に住む避難行動要支援者が対象



【 避難行動支援 Q & A 】

Q 1 避難行動要支援者名簿とは何か？

避難行動要支援者名簿とは、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、市町村に作成が義務付けられたもので、高齢であったり障がい等のために災害時に自力での避難が難しく、避難に特に支援を必要とする方で、家族等による必要な支援を受けることができない方々(施設等に長期に入所している方は対象になりません。)を掲載するものです。

この名簿を各地域の自主防災組織(自治会)や民生委員、消防署や警察等の避難支援等関係者に情報提供することで、いざという時に円滑かつ迅速な避難支援や安否確認を行っていくことを目的としています。

Q 2 避難行動要支援者の個人情報の守秘義務はどうなるのか？

避難行動要支援者名簿は、避難支援に係る自身の個人情報を、自主防災組織(自治会)や民生委員等の避難支援等関係者に提供することに同意した人の名簿(A)と、個人情報の外部提供に不同意である人の名簿(B)の 2 種類を作成します。

名簿(A)については、平常時から自主防災組織(自治会)や民生委員等で情報を共有するものとなりますが、その範囲は避難支援に直接携わる方々のみで共有するもので、避難支援の応援を目的とした場合でも、緊急時を除き、知り得た情報を他者に提供することはできません。

名簿(B)については、平常時は公開不可であり、災害時のみ個人情報保護の適用外となりますので、平常時は施錠可能な場所で保管し、災害時に名簿情報を確認することになります。

Q 3 個別支援計画とは何か？

個別支援計画とは、名簿(A)に掲載された方について、地域の自主防災組織(自治会)が中心となって、具体的な避難支援方法について本人又はその家族と話し合い、あらかじめ個人ごとの避難支援計画書として作成するものです。

また、作成にあたっては、避難行動要支援者を戸別訪問していただくこととなりますが、民生委員が自主防災組織(自治会)と本人又はその家族の橋渡しを行うことで、円滑に個別支援計画を作成できると考えておりますので、戸別訪問におきましても自主防災組織(自治会)と民生委員の連携・協力が重要であると考えます。

なお、この個別支援計画は作成後、本人、避難支援等関係者、市において共有するものになります。

Q 4 個別支援計画にある避難支援者は、個人を特定する必要があるか？

避難支援者は、個人だけでなく組や班等の地域単位での支援体制とすることでも構いませんので、可能な範囲で避難支援者を特定していただきたいと考えます。

Q 5 避難行動要支援者名簿はいつ提供されるのか？

避難行動要支援者名簿は、9 月下旬以降に避難支援等関係者に配付する予定です。またその際に、新たに避難行動要支援者になり、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意した方へは、災害時に支援を求めるために鳴らす緊急用の笛を自主防災組織(自治会)を通じて配付します。

Q 6 避難行動要支援者名簿に掲載されたら、災害時に必ず助けてもらえるのか？

避難行動要支援者名簿は、避難支援等関係者に提供されることで、災害発生時に避難支援や安否確認を受けられる可能性が高まります。しかし、その活動を担う自主防災組織(自治会)や地域の協力者の方々自身も被災者となり、自身と家族の安全確保が前提での活動のため、災害時の避難支援等が必ずされることが保証されるものではありません。

また、避難支援等を行うことに法的な責任や義務は負いません。

Q 7 避難支援とは、どのようなことを行うのか？

基本的には、災害時における情報伝達や声かけ(所在確認や安否確認)、避難場所までの避難誘導です。

災害が発生した場合、避難行動要支援者の自宅を訪問し、災害情報を伝えるとともに所在確認・安否確認を行います。その後、地域の皆さんで助け合いながら避難誘導をしていただくこととなります。

Q 8 避難行動要支援者名簿は、いつ更新されるのか？

名簿は年2回(3月と9月)作成・更新します。

Q 9 自治会未加入者への対応はどうすればよいか

民生委員は、自治会の加入・未加入にかかわらず、日常支援を必要としている方々への個別支援活動等を実施しているため、地域を担当している民生委員を通じて、自治会等に協力をお願いしていくかたちとなります。

また、こうした災害に向けた取り組みを通じて、自治会活動やご近所の大切さを伝えていくことで、自治会への加入につなげていきたいと考えます。

Q10 避難支援や安否確認は、どの程度の災害から実施すればよいか？

各自主防災組織(自治会)の判断にゆだねます。

ただし、三島市の同報無線やテレビ・ラジオ等から、風水害時の災害情報として「避難準備情報(要支援者避難情報)」や東海地震に関する「東海地震予知情報(警戒宣言)」等が発表された時は、避難支援・安否確認を開始していただきたいと考えます。また、そうした大規模災害に備え、平常時から安否確認を行うことでいざという時の迅速な行動につながると考えます。

なお、災害時のみ公開可能となる名簿(B)についても、上記と同じタイミングで確認していただきたいと考えます。

Q11 避難支援等の体制づくりにあたって自主防災組織(自治会)等への財政的な支援はあるか？

大規模地震その他の災害に備え、地域における自主防災組織等の活動を支援するため、防災資機材等を購入する自主防災組織、連合組織及び福祉避難所の所有者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する制度(三島市自主防災組織等の防災資機材等購入費補助制度)があります。避難支援活動以外の活動も補助の対象となります。

三島市避難行動要支援者名簿

番号	氏名	フリガナ	性別	生年月日	年齢	住所又は居所	電話番号等	組・班等	避難支援等を必要とする事由					個別支援計画	安否確認	備考
									要介護	障がい	難病	高齢独居	高齢世帯			
1	三島 太郎	シマ タロウ	男	昭和〇年〇月〇日	80	北田町 4 番 47 号	983-0000	2 組					<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	新規
2	三島 花子	シマ ハナコ	女	昭和〇年〇月〇日	82	北田町 4 番 47 号	983-0000	2 組					<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	
3	大社 桜	タイシャ サクラ	女	平成〇年〇月〇日	45	北田町 99 番 99 号	000-9999	3 組		<input checked="" type="checkbox"/>					<input checked="" type="checkbox"/>	
4	湧水 清	ユスイ キヨシ	男	昭和〇年〇月〇日	78	北田町 0 番 0 号	000-1234	8 組	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>					<input checked="" type="checkbox"/>	
5																
6																
7																
8																
9																
10																

※ 「個別計画」「安否確認」欄には、下記に該当する場合に“○”を記入

- ・個別計画 : 個別計画が作成済み
- ・安否確認 : 災害時において安否を確認済み

《様式2》

個別支援計画

この個別支援計画は、避難行動要支援者が避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、災害時における安否確認や避難行動の支援等を受けるために作成するものですが、避難支援を実施する者自身やその家族等の安全が前提のため、同意によって、災害時の避難支援等が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援を実施する者は法的な責任や義務を負うものではありません。

三島市長 様

私は、上記の内容を理解し、また、三島市避難行動要支援者計画の趣旨に賛同し、下記の情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、三島市が自主防災組織(自治会・町内会)、民生委員・児童委員、消防本部(消防団)、警察、社会福祉協議会及び避難支援者に提供することに同意します。

平成 年 月 日 氏名 _____

【※代理の方が記載する場合】代筆者氏名 (本人との関係)

作成者	自主防災組織 (自治会・町内会)	〇〇自治会	組・班 等	2組	民生委員	三島 桜						
	フリガナ 氏 名	シマ 知 三島 太郎	性別	男	作成年月日	平成28年4月1日						
三島市・民生委員 避難行動要支援者	住所(居所)	三島市北田町4番47号			自宅電話	983-0000						
					携帯電話	000-9999-9999						
	生年月日	M T S H	〇年〇月〇日 (80歳)		F A X							
					メールアドレス							
	避難行動要支援者対象区分	介護認定者 (□要介護3・□要介護4・□要介護5) 身体障害者手帳所持者 (□1級・□2級< >) □療育手帳A所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 (□1級・□2級) □難病患者 高齢者 (□一人暮らし(80歳以上)・ <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者(80歳以上)のみ世帯) □その他 ()										
	病名	筋萎縮性側索硬化症	かかりつけ医療機関		せせらぎ病院	電話番号	055-999-9999					
	デイサービス等利用状況	利用施設等	みしまデイ	利用状況	曜日	月	火	水	木	金	土	日
					午前	〇	〇			〇	〇	
					午後		〇		〇	〇		
	本人状況・家族構成等	妻と2人暮らし、息子夫婦が〇〇で暮らしており、時折様子を見に来ている。										
災害時に配慮しなければならない事項	あてまはるものすべてに <input checked="" type="checkbox"/> してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 立つことや歩行がむずかしい □言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input checked="" type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 状況(危険)の判断がむずかしい □顔を見ても知人や家族とわからない 避難する時に誰かに介助して欲しい(<input checked="" type="checkbox"/> 支えが必要・□杖・□歩行器・□車イス)											
緊急時の家族等の連絡先												
1	氏名	三島 次郎			電話番号	000-9999						
	住所	三島市北田町〇番〇号			本人との関係	子						
2	氏名	三島 桜子			電話番号	000-9999						
	住所	三島市北田町〇番〇号			本人との関係	子(の妻)						
自治会(自主防災組織)	1	氏名(団体名)	〇〇防災会 組長			電話番号						
		住所				本人との関係						
	2	氏名(団体名)	三島 支援			電話番号	555-5555					
		住所	三島市北田町〇番〇号			本人との関係	隣家					
一時避難地	〇〇公園			避難所	〇〇小学校							
特記事項												
三島市連絡先(平常時)		社会福祉部福祉総務課			電話	055-983-2610		FAX	055-976-5555			
三島市連絡先(災害時)		三島市災害対策本部			電話	055-975-3111		※市役所の代表番号(災害時のみ)				